

対 策 計 画 書

届出者	住所	大阪府枚方市養父東町65-1	氏名	社会医療法人美杉会 理事長 佐藤 眞杉
特定事業者の主たる業種		83医療業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		一般病院、有床診療所、無床診療所、介護老人保健施設、訪問看護		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量		3,637 t-CO ₂	
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)		3,856 t-CO ₂	
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)		3,530 t-CO ₂	
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))		3,742 t-CO ₂	
選択	レ	目標削減率 (排出量ベース)	3.0 %
		目標削減率 (原単位ベース)	%
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.0 %
目標削減率に関する考え方			
<p>年1%削減の為、電気・ガス・車両燃料の効率的な使用方法について、各施設長と所属長の省エネルギー教育を行う。効率的な機器への更新を行う。照明器具の交換を積極的に行う。デマンド監視装置の情報を基に職員への教育、周知徹底を行ない電力量の使用削減と経費削減、ピークカットを意識してもらう。</p>			
植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 ()	()
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)	

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

<p>佐藤病院・前川診療所・老人保健施設美杉・有料老人ホームフィオーレ美杉にデマンド監視装置を設置した。データを基に、ピークカットと平準化時間の電気使用について職員に教育。経営改善計画(年6回)により、省エネ運動を実施し、6回で発表会を実施する。(評価の高い事例については表彰) ・老朽化した空調設備を更新。 2019年 老人保健施設美杉でGHPエアコンの半分を更新。 ・照明器具をLED化</p>

対 策 計 画 書

届出者	住所	東京都大田区平和島6-1-1 東京流通センタービル6F	氏名	三菱食品株式会社 代表取締役 森山 透
特定事業者の主たる業種		52飲食料品卸売業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		小売業および外食産業等への加工食品類の卸売事業を行っており、大阪府内では事務所を1ヶ所、物流センターを8ヶ所設置している。		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量			3,061 t-CO ₂
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)			3,524 t-CO ₂
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)			2,969 t-CO ₂
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))			3,418 t-CO ₂
選択	レ	目標削減率 (排出量ベース)	3.1 %
		目標削減率 (原単位ベース)	%
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.1 %
<p>目標削減率に関する考え方</p> <p>省エネ法で定める原単位改善年平均1%改善を参考にして、弊社の府内拠点でのエネルギー使用の効率化を図り、二酸化炭素排出量削減を進める。 弊社に於いて、本計画書制度対象拠点が使用するエネルギー (原油換算値) のほとんどは電気であり、主に電気利用機器設備類の運用改善を中心に排出抑制に努めて参り度い。 なお、目標排出量は弊社拠点 (物流センター) を府内に増設しなかった場合の数値とする。</p>			
植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 ()	()
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)	

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

<p>府内に於ける弊社拠点は二場所管轄に跨るため、本社物流部門の環境対応スタッフを加えて、両場所の情報共有、調整を行いながら温暖化対応を進めることとする。</p>

対 策 計 画 書

届出者	住所	大阪府泉佐野市りんくう往来南3-28	氏名	三菱地所・サイモン株 代表取締役 山岸 正紀
特定事業者の主たる業種		69不動産賃貸業・管理業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		日本国内におけるプレミアム・アウトレットの開発・所有・運営		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量		5,670 t-CO ₂	
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)		6,382 t-CO ₂	
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)		5,499 t-CO ₂	
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))		6,190 t-CO ₂	
選択	レ	目標削減率 (排出量ベース)	3.1 %
		目標削減率 (原単位ベース)	%
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.1 %
目標削減率に関する考え方			
共用部のLED照明への更新・不要な照明の消灯の見直し。空調機器の適正な設定温度の管理。 テナント占有部のLED化の推進及び省エネの呼びかけ			
植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量			
目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値 ()	
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)	

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

年3回テナントを含めた省エネ委員会を行い、省エネの教育や実績の確認をもとに今後の省エネ活動を検討・実施していきます。
--

対 策 計 画 書

届出者	住所	大阪府堺市美原区黒山457-1	氏名	株式会社三星製作所 代表取締役社長 田中 茂
特定事業者の主たる業種		31輸送用機械器具製造業		
該当する特定事業者の要件		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第1号に該当する者	
		レ	大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第2号に該当する者	
			大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条第3号イ又はロに該当する者	
事業の概要		輸送用機械器具製造業		

◎ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標

(1) 計画期間			
2019 年	4 月	1 日	～ 2022 年 3 月 31 日 (3年間)
(2) 基準年度における温室効果ガス総排出量			4,889 t-CO ₂
基準年度における温室効果ガス総排出量 (平準化補正後)			5,448 t-CO ₂
(3) 温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量)			4,975 t-CO ₂
温室効果ガスの削減目標 (目標年度の対策後排出量(平準化補正後))			5,545 t-CO ₂
選択		目標削減率 (排出量ベース)	%
	レ	目標削減率 (原単位ベース)	3.0 %
		目標削減率 (平準化補正ベース)	3.0 %

目標削減率に関する考え方

今後の売上計画に対して、年1%の削減目標を立て原単位ベースでの削減を目指しています。

植林、緑化、森の保全による二酸化炭素の吸収量

目標年度における吸収量	t-CO ₂	吸収量による削減率	%
-------------	-------------------	-----------	---

温室効果ガスの排出に係る原単位の設定内容 (目標削減率(原単位ベース)を選択した場合のみ記入)

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	(売上高)
(温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値を複数設定した場合の設定方法)	

◎ 温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための対策

(1) 推進体制

開発生産技術部が主体となり、製造部その他は補助を行う。